

議第10号

高山市公設地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例について

高山市公設地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和2年2月25日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

卸売市場法の改正に伴い改正しようとする。

高山市公設地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例

高山市公設地方卸売市場業務条例(昭和49年高山市条例第8号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条～第4条)</p> <p>第2章 市場関係者</p> <p> 第1節 卸売業者(第5条～第15条)</p> <p> 第2節 買受人(第16条～第20条)</p> <p>第3章 売買取引及び決済の方法(第21条～ 第45条)</p> <p>第3章の2 卸売の業務に関する品質管理(第 45条の2)</p> <p>第4章 市場施設の使用(第46条～第53 条)</p> <p>第5章 監督(第54条～第56条)</p> <p>第6章 (略)</p> <p>第7章 雑則(第58条～第68条)</p> <p>附則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、卸売市場法(昭和46年法 律第35号。以下「法」という。)及び<u>岐阜県 卸売市場条例(昭和46年岐阜県条例第35 号)</u>の規定に基づき、高山市公設地方卸売市場 (以下「市場」という。)の業務の運営及び施 設の管理その他必要な事項を定め、その適正か つ健全な運営を確保することにより、生鮮食料 品等の取引の適正化及び流通の円滑化を図り、 もって地域住民の生活の安定に資することを 目的とする。</p> <p>(用語の意義)</p> <p>第1条の2 (略)</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条—第4条)</p> <p>第2章 市場関係者</p> <p> 第1節 卸売業者(第5条—第15条)</p> <p> 第2節 買受人(第16条—第20条)</p> <p>第3章 売買取引及び決済の方法(第20条の 2—第45条の2)</p> <p>第3章の2 卸売の業務に関する品質管理(第 45条の3)</p> <p>第4章 市場施設の使用(第46条—第53 条)</p> <p>第5章 監督(第53条の2—第56条)</p> <p>第6章 (略)</p> <p>第7章 雑則(第58条—第68条)</p> <p>附則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、卸売市場法(昭和46年法 律第35号。以下「法」という。)の規定に基 づき、高山市公設地方卸売市場(以下「市場」 という。)の業務の運営及び施設の管理その他 必要な事項を定め、その適正かつ健全な運営を 確保することにより、生鮮食料品等の取引の適 正化及び流通の円滑化を図り、もって地域住民 の生活の安定に資することを目的とする。</p> <p>(用語の意義)</p> <p>第1条の2 (略)</p>

2 この条例において「卸売業者」とは、法第58条第1項の規定により岐阜県知事（以下「知事」という。）の許可を受けた者をいう。

3～5 （略）

（卸売業者の数）

第5条 （略）

2 この条例において「卸売業者」とは、第5条の2第1項の規定により市長の許可を受けた者をいう。

3～5 （略）

（開設者の責務）

第1条の3 市長は、市場の業務の運営に関し、出荷者、卸売業者、買受人及び第26条第1項ただし書の規定により売買取引を行うことができる者（以下これらを「取引参加者」という。）に対して、不当に差別的な取扱いを行ってはならない。

（卸売業者の数）

第5条 （略）

（卸売業者の許可）

第5条の2 市場において卸売の業務を行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより許可申請書を市長に提出しなければならない。

3 市長は、第1項の許可の申請が次の各号の一に該当する場合を除き、同項の許可をするものとする。

(1) 申請者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であるとき。

(2) 申請者が法の規定により罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から起算して2年を経過しない者であるとき。

(3) 申請者が第5条の6又は第56条第1項の規定による許可の取消しを受け、その取消

しの日から起算して1年を経過しない者であるとき。

(4) 申請者が法人であつてその業務を執行する役員のうち前2号に該当する者があるとき。

(5) 申請者が買受人又はこれらの者の役員若しくは使用人であるとき。

(6) 申請者が卸売の業務を行う者として必要な知識、経験及び資力信用を有しない者であるとき。

(7) その許可をすることによつて卸売業者の数が前条の最高限度を超えることとなるとき。

(事業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割)

第5条の3 卸売業者が事業の譲渡しをしようとするときは、譲渡人及び譲受人は、譲渡し及び譲受けについて市長の認可を受けなければならない。

2 卸売業者である法人が合併(卸売業者である法人と卸売業者でない法人が合併して卸売業者である法人が存続する合併を除く。)又は分割(市場における卸売の業務を承継させる場合に限る。)をしようとするときは、当該合併又は分割について市長の認可を受けなければならない。

3 前2項の認可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、申請書を市長に提出しなければならない。

4 前条第3項の規定は、第1項又は第2項の認可について準用する。

5 第1項の規定により認可を受けた譲受人及び第2項の規定により認可を受けて合併後存

続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該業務を承継した法人は、卸売業者の地位を承継する。

(相続)

第5条の4 卸売業者が死亡した場合において、相続人（相続人が2人以上である場合において、その協議により当該卸売業者の市場における卸売の業務を承継すべき相続人を定めたときは、その者）が被相続人の行っていた当該業務を引き続き行おうとするときは、市長の認可を受けなければならない。

2 前項の認可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、被相続人の死亡後60日以内に、申請書を市長に提出しなければならない。

3 相続人が第1項の申請をした場合においては、被相続人の死亡の日からその認可があつた旨又はその認可をしない旨の通知を受ける日までの間は、被相続人に対してした第5条の2第1項の許可は、その相続人に対してしたものとみなす。

4 第5条の2第3項の規定は、第1項の認可について準用する。

5 第1項の認可を受けた者は、卸売業者の地位を継承する。

(名称変更等の届出)

第5条の5 卸売業者は、次の各号の一に該当する場合には、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(1) 氏名若しくは名称、商号又は住所を変更したとき。

(2) 法人である場合にあつては、定款、資本金

若しくは出資の額又は役員を変更したとき。

(3) 卸売の業務を行うことを廃止したとき。

2 卸売業者が死亡し、又は解散したときは、当該卸売業者の相続人又は清算人は、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(卸売業者の許可の取消し)

第5条の6 市長は、卸売業者が第5条の2第3項第1号から第6号までのいずれかに該当することとなつたときは、その許可を取り消すものとする。

(保証金の預託等)

第6条 卸売業者は、市長から卸売の業務の許可を受けた日から起算して30日以内に規則で定める誓約書を添えて保証金を市長に預託しなければならない。

2 (略)

(せり人の登録)

第11条 (略)

2・3 (略)

4 市長は、第1項の登録の申請があつた場合において、申請に係るせり人が次の各号の一に該当するときは、その登録をしてはならない。

(1) (略)

(2) 法の規定により罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から起算して2年を経過しない者であるとき。

(3)~(5) (略)

5・6 (略)

第3章 売買取引及び決済の方法

(保証金の預託等)

第6条 卸売業者は、知事から卸売の業務の許可を受けた日から起算して30日以内に規則で定める誓約書を添えて保証金を市長に預託しなければならない。

2 (略)

(せり人の登録)

第11条 (略)

2・3 (略)

4 市長は、第1項の登録の申請があつた場合において、申請に係るせり人が次の各号の一に該当するときは、その登録をしてはならない。

(1) (略)

(2) 法の規定により罰金以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から起算して2年を経過しない者であるとき。

(3)~(5) (略)

5・6 (略)

第3章 売買取引及び決済の方法

(卸売業者の業務の規制)

第24条 卸売業者は、市場に係る地方卸売市場開設区域内において法第58条第1項の許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等の卸売その他の販売をしようとするときは、当該許可に係る卸売の業務として卸売をする場合を除き、次の各号に掲げる事項を記載した承認申請書を、あらかじめ市長に申請して承認を受けなければならない。当該申請の内容を変更しようとする場合も同様とする。

(1)～(5) (略)

2・3 (略)

(差別的取扱の禁止)

第25条 卸売業者は、市場における卸売の業務に関し、出荷者又は買受人に対して不当に差別的な取扱をしてはならない。

2 (略)

(卸売業者についての卸売の相手方としての買受の禁止)

第29条 卸売業者（その役員及び使用人を含む。）は、市場においては、法第58条第1項の許可に係る物品についてされる卸売の相手方として物品を買い受けてはならない。

(卸売業者の買受物品等の制限)

(売買取引の原則)

第20条の2 市場における売買取引は、公正かつ効率的でなければならない。

(卸売業者の業務の規制)

第24条 卸売業者は、市場に係る地方卸売市場開設区域内において第5条の2第1項の許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等の卸売その他の販売をしようとするときは、当該許可に係る卸売の業務として卸売をする場合を除き、次の各号に掲げる事項を記載した承認申請書を、あらかじめ市長に申請して承認を受けなければならない。当該申請の内容を変更しようとする場合も同様とする。

(1)～(5) (略)

2・3 (略)

(差別的取扱の禁止)

第25条 卸売業者は、市場における卸売の業務に関し、出荷者、買受人及び第26条第1項ただし書の規定により売買取引を行うことができる者に対して不当に差別的な取扱をしてはならない。

2 (略)

(卸売業者についての卸売の相手方としての買受の禁止)

第29条 卸売業者（その役員及び使用人を含む。）は、市場においては、第5条の2第1項の許可に係る物品についてされる卸売の相手方として物品を買い受けてはならない。

(卸売業者の買受物品等の制限)

第29条の2 卸売業者は、市場において法第58条第1項の許可に係る取扱品目の部類に属する物品の卸売をしたときは、市長が卸売の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがないと認める場合を除くほか、買受人から当該卸売に係る物品の販売の委託を引き受け、又は買い受けてはならない。

(委託手数料以外の報償の收受の禁止)

第30条 (略)

(卸売予定数量等の揭示)

第37条 (略)

第29条の2 卸売業者は、市場において第5条の2第1項の許可に係る取扱品目の部類に属する物品の卸売をしたときは、市長が卸売の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがないと認める場合を除くほか、買受人から当該卸売に係る物品の販売の委託を引き受け、又は買い受けてはならない。

(委託手数料以外の報償の收受の禁止)

第30条 (略)

(売買取引条件の公表)

第30条の2 卸売業者は、次に掲げる事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

- (1) 営業日及び営業時間
- (2) 取扱品目
- (3) 生鮮食料品等の引渡しの方法
- (4) 委託手数料その他の生鮮食料品等の卸売に関し出荷者又は買受人が負担する費用の種類及び内容並びにその額
- (5) 生鮮食料品等の卸売に係る販売代金の支払期日及び支払方法
- (6) 奨励金がある場合には、その種類、内容及び額（その交付の基準を含む。）

(卸売予定数量等の公表)

第37条 (略)

2 卸売業者は、毎開場後、当日卸売をした物品について、卸売の数量及び卸売価格を、販売終了後速やかに、市場の見やすい場所に揭示しなければならない。

3 卸売業者は、その月の前月の委託手数料の種類ごとの受領額及び奨励金がある場合にあつ

(卸売予定数量等の公表)

第38条 (略)

(完納奨励金の交付)

第45条 (略)

第45条の2 (略)

第5章 監督

ては、その月の前月の奨励金の種類ごとの交付額(第30条の2の規定によりその条件を公表した委託手数料及び奨励金に係るものに限る。)を公表しなければならない。

第38条 (略)

(完納奨励金の交付)

第45条 (略)

(決済の方法)

第45条の2 市場における売買取引の決済は、第39条から前条までに定めるもののほか、取引参加者当事者間で決定した支払方法により、取引参加者当事者間で決定した支払期日までに行わなければならない。

第45条の3 (略)

第5章 監督

(卸売業者の事業報告書の提出等)

第53条の2 卸売業者は、事業年度ごとに規則で定めるところにより事業報告書を作成し、当該事業年度経過後90日以内に市長及び指定管理者に提出しなければならない。

2 卸売業者は、前項の事業報告書の提出を行ったときは、速やかに事業報告書のうち合計貸借対照表及び合計損益計算書の写しを作成し、1年間主たる事務所に備えておかなければならない。

3 卸売業者は、当該卸売業者に対して市場における卸売のための販売又は販売の委託をした

者から、前項の写しを閲覧したい旨の申出があつたときは、次に掲げる正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(1) 当該卸売業者に対し卸売のための販売の委託又は販売をする見込みがないと認められる者から閲覧の申出がなされた場合

(2) 安定的な決済を確保する観点から当該卸売業者の財務の状況を確認する目的以外の目的に基づき閲覧の申出がなされたと認められる場合

(3) 同一の者から短期間に繰り返し閲覧の申出がなされた場合

(監督処分)

(監督処分)

第56条 市長は、卸売業者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反した場合には、1万円以下の過料を科し、又は6月以内の期間を定めてその卸売の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2～4 (略)

(市場秩序の保持等)

第61条 市場へ入場するものは、市場の秩序を乱し、又は公共の利益を害する行為を行つてはならない。

2 指定管理者は、市場秩序の保持又は公共の利益の保全を図るため必要があると認めるときは、市場入場者に対して入場の制限その他必要な措置をとることができる。

第56条 市長は、卸売業者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反した場合には、1万円以下の過料を科し、第5条の2第1項の許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその卸売の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2～4 (略)

(市場秩序の保持等)

第61条 取引参加者及び市場へ入場する者は、市場の秩序を乱し、又は公共の利益を害する行為を行つてはならない。

2 市長及び指定管理者は、市場秩序の保持又は公共の利益の保全を図るため必要があると認めるときは、取引参加者又は市場へ入場する者に対して取引又は入場の制限その他必要な措置をとることができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年6月21日(以下「施行日」という。)から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後の高山市公設地方卸売市場業務条例の規定により市場において卸売の業務を行うために必要な行為は、施行日前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 施行日前に岐阜県卸売市場条例（昭和46年岐阜県条例第35号）第6条第1項の規定により岐阜県知事の卸売の業務の許可を受けている卸売業者が施行日以後もその業務を継続する場合は、当該卸売業者は改正後の第5条の2に規定する市長の許可を受けた卸売業者とみなす。
- 4 改正前の第6条の規定により卸売業者が預託した保証金は、当該卸売業者が施行日以後も引き続き卸売の業務を継続する場合は、改正後の第6条の規定により預託した保証金とみなす。